

【公益財団法人 鴻池奨学財団について】

1. 目的及び事業内容

本奨学財団は、平成6年5月31日、文部省から設立を認可された財団法人として運営していたが、平成25年4月1日に内閣府から移行認定を受け、公益財団法人となった。
大学（大学院）に在学する学生（留学生含む）に奨学金を給付するとともに、学術研究に助成することにより、社会有用の人材の育成と学術研究の振興に寄与することを目的としており、その事業は次の2つに大別される。

- (1) 奨学金給付
- (2) 土木・建築に関する研究助成

2. 設立の趣旨

故鴻池藤一氏（株式会社鴻池組元会長）並びに鴻池一季氏（株式会社鴻池組社長(当時)）は、永年の建設事業活動を通じて「より豊かな社会づくりのためには、物づくりのみならず人づくりと学術研究の振興が大切である」との思いから、奨学金の給付と研究助成を事業内容とする奨学財団の設立を念願し、それが実って本財団の設立となったものである。

3. 奨学生の必要資格

当財団の奨学生となるためには次の事項をすべて備えていることが必要である。

- (1) 大学（大学院）に在学している者
- (2) 学力が優秀である者
- (3) 志操堅固である者
- (4) 身体が健康な者
- (5) 学資の支弁が困難と認められる者
- (6) 在学する大学によって推薦された者

4. 奨学金の金額と給付方法

(1) 給付金額

大 学 生	月 額	30,000円
大 学 院 生	月 額	30,000円

(2) 給付期間

奨学生になってから、在学する学校の正規の最短修業期間の終期まで。

(3) 給付方法

原則として、半年分をまとめて4/1（4月～9月）と10/1（10月～3月）の年2回、奨学生本人のゆうちょ銀行口座に給付する。

支給日が金融機関の休日であった場合は翌営業日に支給する。

尚、新規採用者については、採用年度の4月～9月分を8/1に支給する。

(4) 給付の廃止、停止、休止、再開

【廃止】

次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- ① 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ② 学業成績または性行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ④ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ⑤ 前各号のほか、前記3に規定する奨学生としての資格を失ったとき

【停止】

奨学生の学業または性行などの状況により、指導上必要があると認めるときは奨学金の交付を停止する。

【休止】

奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

【再開】

奨学生が復学した場合、本人または連帯保証人の申し出により奨学金の交付を再開する。

5. 本奨学制度の特色

- (1) 奨学生の専攻科目は本人の自由とする。
- (2) 奨学金返済の義務はない。
- (3) 奨学生が学業を修了した後の進路については、本人の自由とする。

6. 出願の手続き

学内選考通過者のみ必要になります。

奨学金の給付を受けようとする者は次の書類をそろえ、在学する学校を経て出願する。

- (1) 奨学生願書（写真を貼付）
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

7. 願書記入上の注意

選考の大切な資料となるため、事実をありのままにくわしく書く。

事実と違ったことを書いたり、記入すべき事項が書いていないときは選考に洩れたり、あとで失格することがある。

8. 奨学生の選定

当財団の奨学生選考委員会が書類並びに面接による審査を行い、選定の結果は、在学学校長を経て、本人に通知する。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された者は、採用の通知を受けた日から10日以内に連帯保証人と連署した誓約書を理事長宛に提出しなければならない。
- (2) 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を理事長宛に提出しなければならない。
- (3) 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。
ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

- ① 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

- (4) 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

10. Eメールアドレスの登録及び設定について

- (1) 原則として、当財団と奨学生との連絡手段はEメールとする。
ファイルを添付する場合もあるため、パソコンのアドレスとする。
- (2) 迷惑メールとして振り分けられることを防ぐために、あらかじめ受信許可リストに「@konoike.co.jp」を登録のこと。
- (3) 奨学生本人のEメールアドレスについては、卒業後に連絡をする場合もあるため、学内で付与されるアドレスではなく、別途に取得したアドレスを使用すること。
- (4) Eメールアドレスを変更した際は、速やかに届け出なければならない。

11. 奨学金の支給停止及び返還命令について

奨学金給付規程に定める事項に違反した際は、奨学金の支給停止及び返還を命じる場合があるため留意すること。

※個人情報の取扱いについて

当財団では、奨学生から得た個人情報について、財団の運営以外で利用することはなく、「個人情報保護に関する法令」に基づき、厳正に管理します

